

令和3年8月17日

小学校・中学校 保護者の皆さまへ

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
(公印省略)

町立小中学校の夏季休業期間の延長及び授業開始後の対応について

みだしのことにつきまして、県内では新型コロナウイルス感染症が急拡大し悪化状況が続いております。政府においては、沖縄県の緊急事態宣言を9月12日（日）まで延長することが検討されています。

また、県においては「沖縄県緊急共同メッセージ」を8月末まで延長し、不要不急の外出自粛を強く求めておりますが、旧盆期間における人流の影響も懸念されているところであります。

この状況を踏まえつつ、児童生徒の感染拡大防止及び心身の安全確保を最優先とし、下記のとおり変更いたします。また、授業開始後については「生活習慣の保持」「学びの保障」「感染症対策の指導強化」の観点から、午前授業（給食有）の実施とし、感染症対策を講じて対応して参ります。

保護者の皆さまにおかれましては、お子さまの体調管理等、感染拡大防止へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、今後、感染状況が拡大した場合は、急きょ対応の変更があることを申し添えます。

記

1 夏季休業期間について

町立小中学校は8月24日（火）まで夏季休業を延長します。

2 授業開始日及び午前授業（4校時・給食有）の実施について

- (1) 町立小中学校の授業開始日は8月25日（水）給食有（午後の授業は無し）とする。
当日持参の教科書類は各学校(ホームページ、メーリング等)からの指示に従って下さい。
- (2) 8月25日（水）～8月31日（火）の間中は、授業は4校時・給食有とし、
午後の授業は実施しない。なお、下校時間帯については各学校にご確認ください。

3 学校教育活動（～8月31日）

- (1) 学校・学年行事は中止・延期または感染症対策を講じて規模縮小での実施とします。
- (2) 朝の特別活動等や放課後の活動は原則休止とします。

4 部活動等（～8月31日）

- (1) 部活動・スポーツ少年団等の活動は原則休止とします。
詳細については、令和3年8月13日付け「緊急事態宣言下における『8月16日（月）～8月31日（火）』期間中の西原町立小中学校の部活動（スポーツ少年団等含む）」に準ずる。
- (2) 学童クラブ・学習塾等については、事業者の感染症対策を遵守してください。

5 留意事項

不要不急の外出自粛や公園・自宅等に集まらないようご家庭でのご指導お願いいたします。